

知財高裁 平成20年5月28日判決  
平成19年(行ケ)第10411号 審決取消請求事件

(要約)

「トリートメント チャージ/TREATMENT CHARGE」は「チャージ/CHARGE」に非類似であるとした審決を取り消した事案。

#### 【事案の概要】

原告は、被告が有する本件商標について、無効審判請求をしたところ、特許庁は引用商標1、2(「CHARGE」と「チャージ」の組み合わせからなる商標)と類似しないとして、同請求を不成立とした(法4条1項11号非該当)。本件は、原告が同審決の取消しを求めた事案である。

トリートメントチャージ  
TREATMENT CHARGE

本件商標：登録第4966729号  
指定商品 第3類「化粧品、せっけん類」

#### 【裁判所の判断】

裁判所は、本件商標から、その一部である「チャージ」(「CHARGE」)を抽出することについて、「・・・他方、簡易、迅速をたつとぶ取引の実際においては、各構成部分がそれを分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合しているものと認められない商標は、常に必ずしもその構成部分全体の名称によって称呼、観念されず、その一部だけによって簡略に称呼、観念され、1個の商標から2個以上の称呼、観念が生ずることがあるのは、経験則の教えるところである。そしてこの場合、一つの称呼、観念が他人の商標の称呼、観念と同一又は類似であるとはいえないとしても、他の称呼、観念が他人のそれと類似するときは、両商標はなお類似するものと解するのが相当である」(最高裁昭和38年12月5日第一小法廷判決)と判示した。

そして、「トリートメント」「チャージ」のうち、前者は、本件商標の指定商品に使用された場合には、識別力の乏しい言葉であり、後者は、特に識別力が高いといえないものの前者よりは識別力が高いとし、また、これら言葉は、別個の意義を有すること等から、分離して印象されるものであって、全体を一連、一体の商標として把握することができるというものではないと認定した。

かかる認定を前提として、本件商標から「チャージ」(「CHARGE」)部分を抽出し、同部分が引用商標 1、2 と類似すると判示し、審決の判断を取消した。

以 上  
( 弁 護 士 井 上 義 隆 )